

東京農工大学大学院農学府教育規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(研究題目の届出)</p> <p>第7条の2 学生は、指導教員（第2条第2項に定める「指導教員資格者」に限る。）の<u>指導により</u>、研究題目を定めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(研究題目の届出)</p> <p>第7条の2 学生は、<u>学府が定める研究指導の方法と計画に基づき</u>、指導教員（第2条第2項に定める「指導教員資格者」に限る。）の<u>指導を受け</u>、研究題目を定めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	

附 則（令和2年4月1日農規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。